

●香川県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年2月28日

香川県知事 池 田 豊 人

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
高松市屋島西町	屋島西町_2 (I-46)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高松市塩江町安原上東	中下所(2) (II-1451)	〃	〃
〃	中下所(4) (II-2900)	〃	〃
高松市牟礼町大町	荒谷(1)_1 (II-1379)	〃	〃
小豆郡土庄町伊喜末	新開(2) (II-2905)	〃	〃
東かがわ市五名	国行(1) (II-3848)	〃	〃
〃	国行(2) (II-3849)	〃	〃
〃	国行(4) (II-3851)	〃	〃
〃	国行(5) (II-3852)	〃	〃
東かがわ市入野山	境目(3) (II-3841)	〃	〃
〃	川原芝(1) (II-3818)	〃	〃
〃	川原芝(2) (II-3819)	〃	〃
東かがわ市五名	前の谷川 (421-II-006)	土石流	〃
東かがわ市入野山	太田谷 (421-II-007)	〃	〃

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
高松市塩江町安原下第1号	来栖_1 (I-81)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	来栖_2 (I-81)	〃	〃
〃	中村(4) (I-218)	〃	〃

高松市塩江町安原下第2号	高橋(1)(Ⅱ-1585)	〃	〃
高松市塩江町安原上	東地(6)(Ⅱ-1503)	〃	〃
〃	小矢谷(2)(Ⅱ-1509)	〃	〃
高松市塩江町安原上東	落合(I-087)	〃	〃
〃	中下所(2)(Ⅱ-1451)	〃	〃
〃	中下所(4)(Ⅱ-2900)	〃	〃
高松市塩江町上西甲	堀山(1)_3(I-789)	〃	〃
高松市庵治町荒浜	江ノ浜(3)_1(I-764)	〃	〃
高松市牟礼町大町	荒谷(1)_1(Ⅱ-1379)	〃	〃
小豆郡土庄町伊喜末	新開(2)(Ⅱ-2905)	〃	〃
小豆郡土庄町大部	梅ヶ谷_4(I-60)	〃	〃
小豆郡土庄町	東内浜(I-568)	〃	〃
東かがわ市五名	国行(5)(Ⅱ-3852)	〃	〃
東かがわ市入野山	川原芝(2)(Ⅱ-3819)	〃	〃
東かがわ市五名	前の谷川(421-Ⅱ-006)	土石流	〃

(「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県高松土木事務所、香川県小豆総合事務所、香川県長尾土木事務所、高松市都市整備局河港課、土庄町総務課及び東かがわ市総務部危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)